

## 1 業務名

令和3年度(2021年度)洋上風力発電導入促進事業委託業務

## 2 業務の目的

平成31年4月、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」が施行され、一般海域における洋上風力発電事業の実施可能な区域を促進区域に指定し、長期占用を可能とする制度が創設された。

本道は、洋上風力について全国一のポテンシャルを有するほか、導入によりCO<sub>2</sub>削減に貢献できるとともに、資材調達や雇用創出などにより大きな経済波及効果が期待できることから、導入の促進を推進させることが必要である。

このため、促進区域指定を希望する地域に対しては、再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置に向けた合意形成等を推進するために必要な地域の取組を支援するとともに、洋上風力導入の検討が進められていない地域に対しても、利害関係者を含めた地域の関係者の機運醸成や理解促進を図るため全道規模のセミナーを開催するほか、先進地の取組をまとめた事例集を作成する。

## 3 業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記目的を達成するため、次の業務を実施する。

### (1) 地域の合意形成等に向けた支援

再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置に向けた合意形成等を推進するために必要な地域の取組を支援することとし、支援の具体的な内容や方法について提案すること。

なお、次に示す開催場所は標準案であり、取組支援に資する提案に基づく変更を許容する。

#### ア 支援区域、支援内容

支援区域、支援内容は次のとおりとする。

##### ○A地区（石狩振興局管内）

支援内容：住民説明会・意見交換会開催（開催会場：200名程度収容可能施設）

支援回数：振興局管内において1回開催（開催場所：石狩市）

講師要件：地域住民不安解消、環境影響評価内容に精通し、質問に対応できる者

提案内容：地域の合意形成に資するプログラム、講師などを具体的に提案すること

##### ○B地区（後志総合振興局管内）

支援内容：先行利用者<sup>※</sup>を対象とした勉強会開催（開催会場：100名程度収容可能施設）

※先行利用者：海域を利用している方々（漁業関係者等）

支援回数：振興局管内において1回開催（開催場所：寿都町）

講師要件：先進地取組状況、漁業協調策と成果に精通し、質問に対応できる者

提案内容：地域の合意形成に資するプログラム、講師などを具体的に提案すること

##### ○C地区（檜山振興局管内）

支援内容：住民説明会・意見交換会開催（開催会場：100名程度収容可能施設）

支援回数：振興局管内において1回開催（開催場所：上ノ国町）

講師要件：地域住民不安解消、環境影響評価内容に精通し、質問に対応できる者

提案内容：地域の合意形成に資するプログラム、講師などを具体的に提案すること

##### ○D地区（渡島総合振興局）

支援内容：住民説明会・意見交換会開催（開催会場：50名程度収容可能施設）

支援回数：振興局管内において1回開催（開催場所：松前町）

講師要件：地域住民不安解消、環境影響評価内容に精通し、質問に対応できる者

提案内容：地域の合意形成に資するプログラム、講師などを具体的に提案すること

イ その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な処置を講じること。

(2) セミナーの開催

ア 開催概要

洋上風力導入の検討が進められていない地域に対して、理解促進や機運醸成を図るため全道規模のセミナーを開催する。

イ 開催時期等

- (ア) 開催時期 9月～11月
- (イ) 開催場所 オンライン開催（配信会場：札幌市内の100名程度収容可能施設）
- (ウ) 開催回数 1回
- (エ) 開催規模 200名以上

ウ 講演内容等

全道規模における理解促進や機運醸成の拡大が図られるよう効果的なプログラム、講師などを提案すること。提案は、洋上風力発電導入に対して関心の低い地域に対しても、関心が高まるよう具体的な事例などを掲載した分かりやすい資料とすること。

エ 運営方法等

参加者への配信案内や資料の配付、セミナーの配信やトラブルの対応など、セミナーの運営方法について具体的な提案をすること。

オ 募集方法

多くの参加者を募るため、最も効果的な募集方法について提案を行うこと。

カ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な処置を講じること。

(3) 冊子の作成

ア 内容

洋上風力発電に係る先進地の事例を紹介した冊子を作成する。

イ 作成規格等

A4判カラー印刷、8枚程度を基本とし、500部程度作成する。

ウ 掲載内容

洋上風力発電に対する正しい知識の付与や理解の向上に寄与するとともに、導入の検討が進められていない地域の方々の関心が高まる内容となるよう、先進事例を分かりやすく紹介すること。

エ その他

(1)の地域の合意形成等に向けた支援で実施する先進地視察などの事業を活用した効果的な取材を行うこと。

#### 4 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程、経費積算
3	実施方策
	①地域の合意形成等に向けた支援について（4区域）
	②セミナーの開催について
	③冊子の作成について
4	実績
	①過去の実績
5	追加提案
	①追加提案

##### ※提案における留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。
- ウ 実施方策については、「3 業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

#### 5 契約期間及びスケジュール

##### (1) 契約期間

契約締結日から令和4年（2022年）2月25日（金）までとする。

##### (2) スケジュール

ア.	公告	令和3年（2021年）	6月28日（月）
イ.	資格審査申請書の提出	令和3年（2021年）	7月16日（金）
ウ.	企画提案書の提出	令和3年（2021年）	7月26日（月）
エ.	総合評価審査会	令和3年（2021年）	7月下旬、8月中旬
オ.	審査結果通知及び契約締結	令和3年（2021年）	8月中旬

#### 6 留意事項

- (1) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。  
管理費等の精算について、その考え方（事業者（受託者）の各種規定、計算式等）を契約締結前に道が確認する場合がある。
- (2) 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象とならない。
- (3) 本業務で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) 本業務実施に伴って発生する著作権その他の権利は道に帰属する。

## **7 成果品の提出**

業務終了後、次の成果品を提出すること。また、それらのデータをCD-R若しくはDVD-Rにまとめ、正副2部提出すること。

- ・業務報告書及びその概要版 A4版各2部

## **8 資格審査申請書の提出**

- (1) 提出書類 資格審査申請書（別紙様式による）
- (2) 提出期限 令和3年(2021年)7月16日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 下記12のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## **9 企画提案書の提出**

- (1) 提出書類 企画提案書（別紙様式による）、付属資料（A4サイズの任意様式）
- (2) 提出部数 企画提案書、付属資料とも7部  
※1部は企画提案者名が記載され、代表者印が押印されたもの、6部は企画提案者名が記載されていないもので代表者印が押印されていないもの。（文中も企画提案者が特定できないようにすること。）
- (3) 提出期限 令和3年(2021年)7月26日（月）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 下記12のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## **10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施**

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合、書面審査によりヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。
- (4) ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。

## **11 その他**

- (1) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (2) 資格審査申請書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の参加意思がないものと見なす。なお、資格審査申請書の提出後に企画提案に参加しない場合は、企画提案書の提出期限までに下記12の担当者に連絡すること。
- (3) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却せず、今回の事業者選定の目的以外の用途には使用しない。

## **12 問合せ先、参加表明書等及び企画提案書の提出先**

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室（担当：荒木）

電話：011-204-5319 F A X：011-222-5975